建築関係手続の一部について

電子申請が可能です！



電子申請可能な手続き

下記の手続きは、「**栃木県電子申請システム**」により申請できます。

○建築基準法第12条に基づく定期調査報告（建築物、防火設備）

○建設リサイクル法※1第10条に基づく届出

○栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条に基づく届出

R8年5月15日
から受付開始

○建築基準法第15条に基づく建築工事届・建築物除却届

●長期優良住宅法※2第５条、第８条第１項に係る認定申請※3

○長期優良住宅法※2第９条第１項・第３項、第10条に基づく届出※4

○長期優良住宅法※2施行細則第７条、第10条に基づく報告



栃木県電子申請システム
QRコード

○：手数料等の納付が不要な手続き、●：手数料等の納付が必要な手続き
※１　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
※２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律
※**３　住宅性能評価書又は確認書の添付がある場合に限ります。**
※４　認定通知書の郵送を希望する場合は、郵送料の納付が必要となります。

申請の注意事項

・電子申請が可能な手続きは、栃木県（建築指導課）へ申請する手続きです。
　下記の管内市町を確認し、申請をお願いします。
・営業時間外(17：15～翌日8：30)や祝日・休日に申請した場合、受理日は翌営業日以降になります。
　手数料の納付が必要な手続きは手数料の納付を確認後に受理となります。
　手続き毎に定められた期日に間に合うように余裕をもって手続きをお願いします。
・従来どおり建築指導課窓口で書面で申請することも可能です。

対象市町・問い合わせ先

建設地※	建築指導課窓口・問い合わせ先	
矢板市、さくら市、那須烏山市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	審査指導第一担当	☎028-623-2867
真岡市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町	審査指導第二担当	☎028-623-2872

※　対象市町以外のへ申請は、各市役所へお問い合わせください。



栃木県県土整備部建築指導課

手続きの流れは
裏面参照

電子申請手続きの流れ

1．「栃木県電子申請システム」へアクセス

•申請する手続きごとのQRコードからアクセスしてください。

建築基準法第12条に基づく定期調査報告	建設リサイクル法第10条に基づく届出
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条に基づく届出	建築基準法第15条第１項に基づく建築工事届・建築物除却届
長期優良住宅法第５条、第８条第１項に基づく申請	長期優良住宅法第９条第１項・第３項、第10条に基づく申請
長期優良住宅法施行細則第７条、第10条に基づく届出	

R8年5月15日から受付開始

【パソコンからアクセスする場合】
①「栃木県電子申請システム」にアクセス
②「検索キーワード」欄に申請する手続きの名称を入力し検索

栃木県電子申請システム　検索

2．申請情報を入力・申込完了通知メールの確認

3．（手数料等の納付が必要な場合）手数料等の納付

4．受理完了、証明書等交付

データの保存方法、保存データの読み込み方法

申請データを再利用する場合は、**自身でデータを保管する**必要があります。
データを保存または読み込みを行う場合は、
申請ページ最下部にある「入力中のデータを一時保存・読み込み」からお願いします。

